

「週休２日交替制モデル工事」実施要領

令和４年３月２４日
県土整備部技術企画課

（趣旨）

第１ この要領は、建設現場における「週休２日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために実施する「週休２日交替制モデル工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

（用語等）

第２ この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （１）「完全週休２日交替制」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が２８．５％（２日／７日）以上の水準に達する状態をいう。
- （２）「月単位の週休２日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月での休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。
- （３）「通期の週休２日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。
- （４）「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。
- （５）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- （６）「休日率」とは、平均休日数の割合をいう。

２ 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日に含めるものとする。

（対象工事）

第３ 完全週休２日交替制モデル工事の対象工事は、県土整備部が発注する工事（港湾工事は除く。）のうち「週休２日工事」実施要領（平成２８年６月８日県土整備部技術企画課定め。以下「週休２日工事」実施要領という。）に定める完全週休２日工事としての発注が困難な工事とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の工事は対象外とすることができる。

２ 完全週休２日交替制モデル工事は、共通特記仕様書において、完全週休２日交替制モデル工事の対象工事である旨を記載するものとする。

共通特記仕様書記載例

第〇条 休日の確保

本工事は、完全週休２日交替制モデル工事の対象工事である。

実施に当たっては、「『週休２日交替制モデル工事』実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞「週休２日交替制モデル工事」の実施について）から入手できる。

3 「完全週休2日交替制モデル工事」として発注した工事において、受注者から「週休2日工事」実施要領に基づく週休2日工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、同要領に定める週休2日工事の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に完全週休2日交替制モデル工事の実施について発注者に協議するほか、次項から第5項までの規定を適用する。

完全週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、完全週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制モデル工事の対象とする。

月単位の週休2日交替制モデル工事の場合は、次項から第5項までの規定を完全週休2日交替制モデル工事から月単位の週休2日交替制モデル工事に読み替えて適用することとする。

2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練などの記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用等により、技術者及び技能労働者の休日状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

4 受注者は、工事看板等により週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を明示するものとする。

5 受注者は、完全週休2日交替制モデル工事完了後に、休日率が確認できる書類（休日及び出勤状況が分かる既存の資料）を、発注者に提出するものとする。

(労務費・現場管理費の補正)

第5 当初契約時は労務費及び現場管理費の補正は行わずに契約し、週休2日交替制モデル工事の実施後、休日率に応じて、下表の補正係数を乗じて変更契約するものとする。

なお、休日率が28.5%未満となった場合や週休2日交替制モデル工事に取り組まない場合は、補正は行わない。

(1) 労務費・現場管理費の補正

	休日率：4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	
	月単位の週休2日交替制適用工事	完全週休2日交替制適用工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

(2) 市場単価及び土木工事標準単価の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行し、令和６年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。